

仕様書

1. 件名 阿波座センタービル3階トイレ修繕

2. 履行場所 大阪市西区立売堀4-10-18
阿波座センタービル3階
緊急入院保護業務センター

3. 修繕内容 下記の部品の取替え、動作を確認すること。

4. 取替部品 小便器フラッシュバルブセンサー 1箇所
暖房便座 3箇所

5. 設備仕様 別紙図面のとおり

6. 履行期限 令和8年3月25日(水)

7. 特記事項

(1) 使用材料

本修繕にかかる使用材料はすべて新品とし、受注者において調達すること。

(2) 関係法令の順守

受注者は、本修繕を実施するにあたり、労働基準法、労働安全衛生法、消防法等その他関係法令を順守すること。

(3) 事故防止

受注者は本修繕にかかる一切の事故を未然に防止するため、有効かつ適切な事故防止対策を講じること。

(4) 現場管理

- ・作業時間は、土、日、祝日9:00~17:30を原則とし、施設の運営に支障ある場合は本市担当職員及び指定管理者と事前に協議を行うこと。
- ・物品の搬入、設置、調整、撤去、廃棄等については、契約締結後に本市担当職員及び指定管理者と事前に協議の上、修繕日時等の調整を行い、当センターの運営に支障をきたさないようを行うこと。
- ・物品の搬入・設置方法は事前に本市担当職員及び指定管理者と協議を行い、必要に応じて養生し施設その他の機器に破損が生じた場合は、受注者の責任において原状回復すること。
- ・受注者は、本市担当職員と十分に打合せを行うこと。
- ・受注者は、修繕に従事する作業員等を指揮監督し、事故防止及び整理整頓に努めること。

(5) 損害賠償

- ・修繕の不完全、作業の不注意、保安施設の不備等によって生じた損害は、受注者の負担と責任において損害賠償を行うこと。

- ・修繕作業によって第三者に危害を及ぼし又は損害を与えたときは、原則として受注者が処理解決にあたること。

(6) あと片付け等

作業準備、あと片付け、清掃などは、すべて受注者の負担とする。

(7) 撤去品（産業廃棄物）

本修繕により発生した撤去品は受注者により処分すること。また、廃棄物については「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令を遵守し、適法適正に廃材処理を行うこと。

(8) 提出書類

受注者は、別途示す書類を本市担当職員に提出すること。

修繕完了後、次の項目を整理の上、修繕完了届とともに本市担当職員に提出すること。

- ・修繕写真（修繕前、作業中、修繕後）

- ・完了図面（納品図等）

(9) その他

- ・修繕作業等にかかる電気、水道等は本市の支給とする。
- ・修繕作業にかかる施設の設備の利用は、事前に本市担当者及び指定管理者と協議すること。
- ・修繕内容について、指定管理者が契約する保守点検業者へ引継ぎを行うこと。
- ・本修繕に伴い必要となる届出の作成、提出、検査対応は本契約に含むこと。
- ・本仕様書の内容に疑義がある場合は、契約までに事業担当者へ問い合わせのこと。
- ・契約後における仕様書の疑義は、本市の解釈によるものとする。

8. 担当者 大阪市西区立売堀 4-10-18

阿波座センタービル3階

福祉局生活福祉部自立支援課緊急入院保護グループ (担当 仲田)

T E L (06) 6543-7211

明 細 書

名称	内容	数量	単位	単価	金額	備考
阿波座センタービル3階トイレ修繕						
小便器フラッシュバルブセンサー		1	箇所	—	—	
暖房便座		3	箇所	—	—	
取替作業費		1	式	—	—	
諸経費		1	式	—	—	
合計						
消費税及び地方消費税 相当額						
総合計						

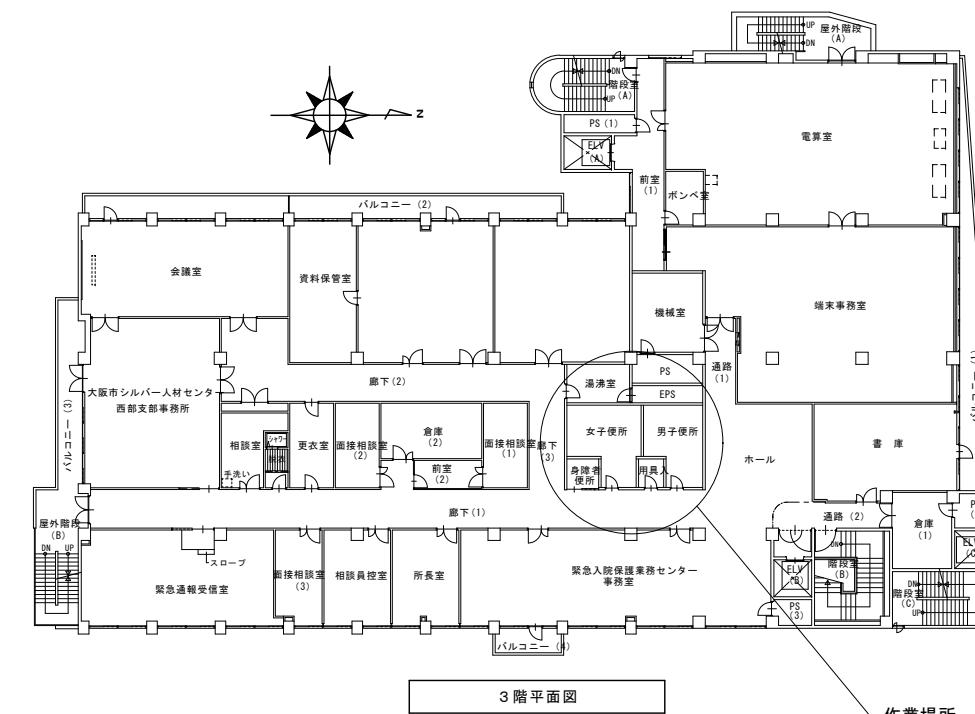
修繕場所 大阪市西区立売堀4-10-18

阿波座センタービル3階

(緊急入院保護業務センター)



付近見取図 1:6000



3階平面図

- 作業概要
①男子便所の小便器感知フラッシュバルブ×1取替（小便器は既設再利用）
②洋式便器暖房便座の取替（便器は既設再利用、必要接続部材含む）

男子 1箇所、女子便所 2箇所 合計3箇所

作業時間 9:00~17:00 (土・日・祝日作業とする)

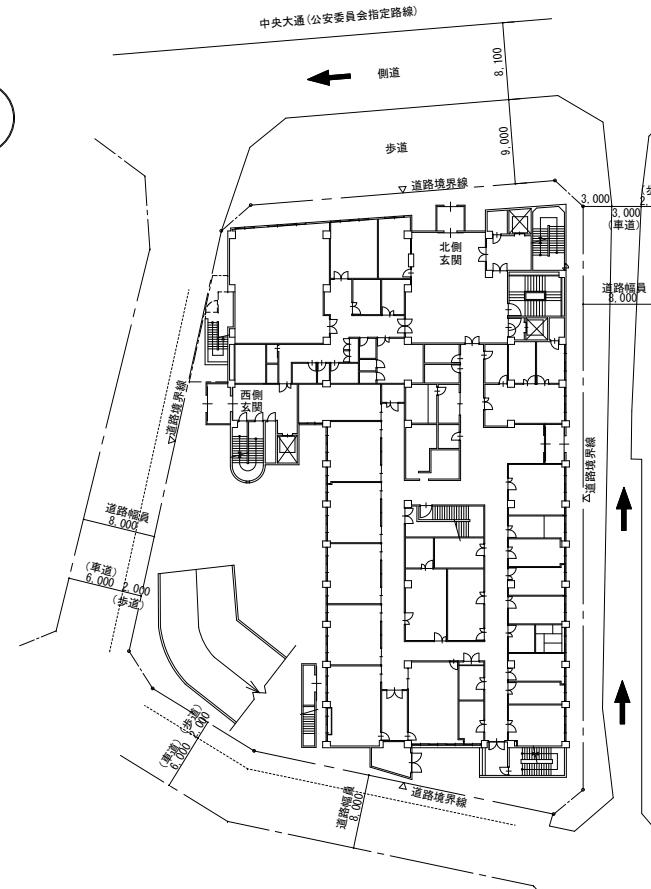
※各部材取替に関する加工は本工事に含むものとする

既設衛生器具

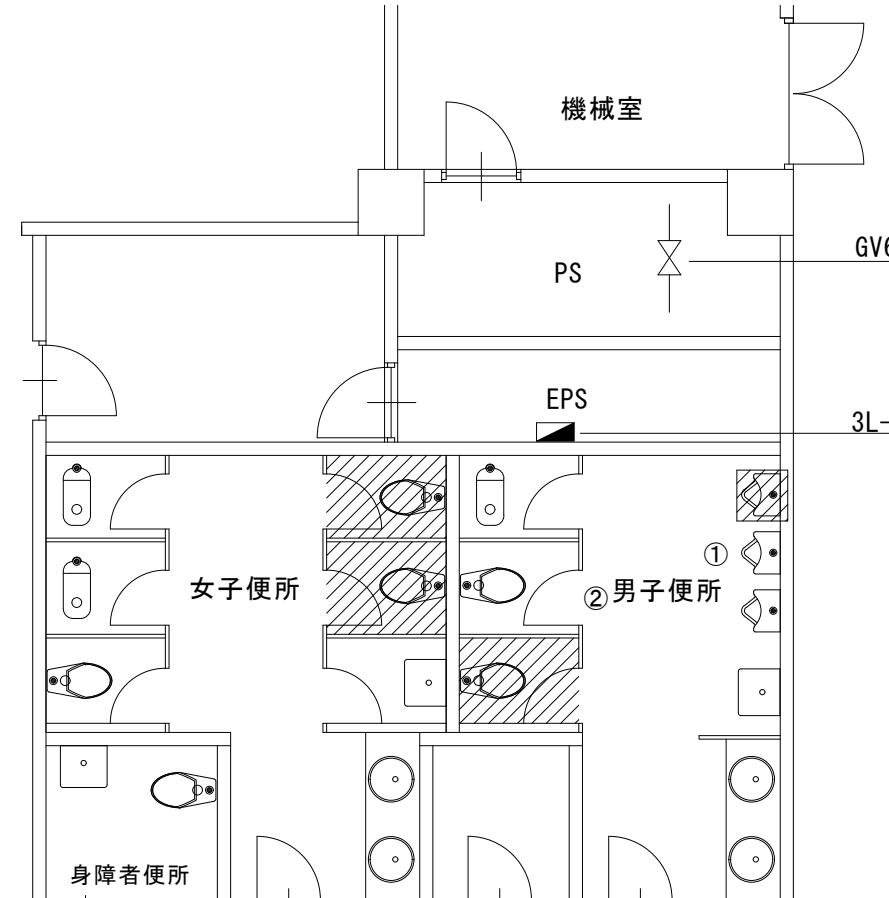
部位	名称	メーカー	品番	備考
①小便器	ストール小便器（中型）	TOTO	U307	
	USシステムA型 感知フラッシュバルブ	TOTO	TEA96L	100V
②大便器	洋式便器	TOTO	C21N#NW1	
	暖房便座	アヒ衛陶	DL46 YZL1	

取替衛生器具（※メーカー、品番は参考とし、取替品については同等品以上の器具とすること）

器具名称	器具 品番
洋風大便器	TOTO 暖房便座 TCF116#NW1
小便器用自動洗浄器 フラッシュマン リカバリー2	MITSUBISHI FM8TWA2 AC100Vタイプ

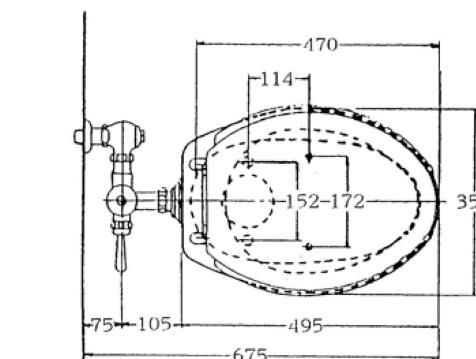
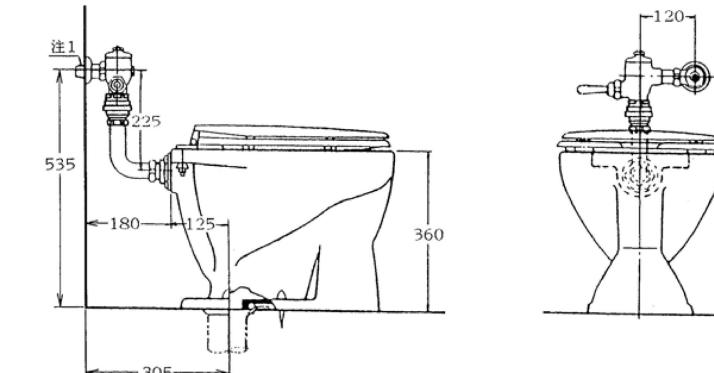


配置図 1:800



3階便所詳細図

■■■ 作業個所



既設大便器寸法図 (参考)

案件名称	阿波座センタービル3階トイレ修繕	令和7年度
図面名称	付近見取図・建物配置図・作業概要・3階平面図・便所詳細図・器具表・既設便器参考図	図面サイズ A3
縮尺		図面番号 No.1 (1枚の内)
設計者	大阪市福祉局 総務部経理・企画課(管財グループ)	監修者

暴力団等の排除に関する特記仕様書

1 暴力団等の排除について

- (1) 受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下同じ。）は、大阪市暴力団排除条例（平成23年大阪市条例第10号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をしてはならない。
- (2) 受注者は、条例第7条各号に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）に、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をさせてはならない。また、受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者と下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約をした場合は当該契約を解除させなければならない。
- (3) 受注者は、この契約の履行にあたり暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から条例第9条に規定する不当介入（以下「不当介入」という。）を受けたときは、速やかに、この契約に係る本市監督職員若しくは検査職員又は当該事務事業を所管する担当課長（以下「監督職員等」という。）へ報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。また受注者は、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者から不当介入を受けたときは、当該下請負人等に対し、速やかに監督職員等へ報告するとともに警察への届出を行うよう、指導しなければならない。
- (4) 受注者及び下請負人等が、正当な理由なく本市に対し前号に規定する報告をしなかつたと認めるときは、条例第12条に基づく公表及び大阪市競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことがある。
- (5) 受注者は第3号に定める報告及び届出により、本市が行う調査並びに警察が行う捜査に協力しなければならない。
- (6) 発注者及び受注者は、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者からの不当介入により契約の適正な履行が阻害されるおそれがあるときは、双方協議の上、履行日程の調整、履行期間の延長、履行内容の変更その他必要と認められる措置を講じることとする。

2 誓約書の提出について

受注者及び下請負人等は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出しなければならない。ただし、発注者が必要ないと判断した場合はこの限りでない。

特記仕様書

（条例の遵守）【5条関係】

第1条 受注者および受注者の役職員は、本業務の履行に際しては、「職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例」（平成18年大阪市条例第16号）（以下「条例」という。）第5条に規定する責務を果たさなければならない。

（公益通報等の報告）【6条2項・12条2項関係】

第2条 受注者は、当該業務について、条例第2条第1項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに、公益通報の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

- 2 受注者は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者から、条例第12条第1項に規定する申出を受けたときは、直ちに、当該申出の内容を発注者（福祉局総務部総務課）へ報告しなければならない。

（調査の協力）【7条2項関係】

第3条 受注者及び受注者の役職員は、発注者又は大阪市公正職務審査委員会が条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

（公益通報に係る情報の取扱い）【17条4項関係】

第4条 受注者の役職員又は受注者の役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（発注者の解除権）【21条関係】

第5条 発注者は、受注者が、条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は条例の規定に基づく勧告に正当な理由なく従わないときは、本契約を解除することができる。

その他の特記仕様書

発注者と本契約を締結した受注者は、この契約の履行に関して、発注者の職員から違法又は不適正な要求を受けたときは、その内容を記録し、直ちに発注者の福祉局総務部総務課（連絡先：06-6208-7911）に報告しなければならない。

グリーン配送に係る特記仕様書

- 1 本契約に基づき物品等を大阪市に納入する際には、車種規制非適合車以外の自動車である、大阪市グリーン配送適合車（以下「グリーン配送適合車」という。）を使用しなければならない。

注 「車種規制非適合車」とは「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（自動車 NOx・PM 法）」に定める窒素酸化物排出基準又は粒子状物質排出基準に適合しない自動車である。

なお、物品配送業務を他人に委託するときは、受託人の使用する自動車についてグリーン配送適合車の使用を求めること。

- 2 本契約締結後速やかに、本市が別途定める様式により、物品配送業務に使用する自動車がグリーン配送適合車である旨の届出を環境局環境管理部環境規制課あて行うこと。
ただし、既に本市に届出済みの自動車を使用する場合又は次の各号に定める自動車を使用する場合はこの限りではない。
 - (1) 大阪府グリーン配送実施要綱に基づく大阪府グリーン配送適合車
 - (2) 神戸市グリーン配送ガイドラインに基づく神戸市グリーン配送適合車
- 3 本市に届出済みのグリーン配送適合車に、グリーン配送適合ステッカーを貼付すること。
- 4 物品等を納入した際に、本市職員が確認のため「グリーン配送適合車届出済証」等の提示を求めた場合には、協力すること。

大阪市グリーン配送に関する問合せ

大阪市環境局環境管理部環境規制課
自動車排ガス対策グループ
電話：06-6615-7965

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること